

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化担当課

平成27年4月1日より、中心市街地活性化を担当し関係部署を総括する組織として、商工観光部商工労政課（平成28年4月1日付組織改正により、産業振興部商業労政課に課名を変更。その後、令和5年4月1日付組織改正により、産業振興部産業チャレンジ課に課名を変更。）に兼任職員2名を配置している。

(2) いわき市中心市街地活性化基本計画庁内検討会議

各部署の連携を図り、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、中心市街地活性化に関係する部署で構成する庁内の総合調整のための組織である「いわき市中心市街地活性化基本計画庁内検討会議」を設置するとともに、その下部組織として関係課等職員によりワーキンググループを組織し、平成27年4月28日より検討を進めてきた。

○いわき市中心市街地活性化基本計画庁内検討会議の構成員 平成28年4月1日時点

区分	構成員
会長	産業振興部 次長
副会長	産業振興部 商業労政課長
構成員	総合政策部 政策企画課長
〃	総合政策部 創生推進課長
〃	総務部 総務課長
〃	財政部 財政課長
〃	文化スポーツ室 文化振興課長
〃	文化スポーツ室 スポーツ振興課長
〃	観光交流室 観光交流課長
〃	観光交流室 観光事業課長
〃	市民協働部 地域振興課長
〃	保健福祉部 保健福祉課長
〃	保健福祉部 長寿介護課長
〃	こどもみらい部 こどもみらい課長
〃	こどもみらい部 こども支援課長
〃	産業振興部 産業創出課長
〃	土木部 土木課長
〃	土木部 道路管理課長
〃	都市建設部 都市計画課長
〃	都市建設部 総合交通対策担当課長
〃	都市建設部 都市復興推進課長
〃	都市建設部 建築指導課長
〃	都市建設部 住まい政策課長
〃	都市建設部 公園緑地課長

○同ワーキンググループの構成員

区分	構成員
議長	産業振興部 商業労政課長
構成員	総合政策部 政策企画課 職員
〃	総合政策部 創生推進課 職員
〃	総務部 総務課 職員
〃	財政部 財政課 職員
〃	文化スポーツ室 文化振興課 職員
〃	文化スポーツ室 スポーツ振興課 職員
〃	文化スポーツ室 いわき芸術文化交流館 職員
〃	文化スポーツ室 美術館 学芸課 職員
〃	観光交流室 観光交流課 職員
〃	観光交流室 観光事業課 職員
〃	市民協働部 地域振興課 職員
〃	保健福祉部 保健福祉課 職員
〃	保健福祉部 長寿介護課 職員
〃	保健福祉部保健所 地域保健課 職員
〃	こどもみらい部 こどもみらい課 職員
〃	こどもみらい部 こども支援課 職員
〃	産業振興部 産業創出課 職員
〃	産業振興部 商業労政課 職員
〃	土木部 土木課 職員
〃	土木部 道路管理課 職員
〃	都市建設部 都市計画課 職員
〃	都市建設部 総合交通対策担当 職員
〃	都市建設部 都市復興推進課 職員
〃	都市建設部 建築指導課 職員
〃	都市建設部 住まい政策課 職員
〃	都市建設部 公園緑地課 職員
〃	教育委員会事務局 生涯学習課 職員
〃	教育委員会事務局 中央公民館 職員
〃	教育委員会事務局 いわき総合図書館 職員

〇いわき市中心市街地活性化基本計画庁内検討会議等の開催状況

開催	日時	検討議題
第1回庁内検討会議	平成27年4月28日 午後2時から午後4時まで	(1) 庁内検討会議について (2) 「中心市街地活性化基本計画」策定の概要 (3) ワーキンググループの組織
第1回ワーキンググループ会議	平成27年5月7日 午後2時から午後3時まで	(1) 庁内検討会議及びワーキンググループの役割 (2) 「中心市街地活性化基本計画」策定の概要 (3) スケジュール
第2回ワーキンググループ会議	平成27年5月15日 午前9時30分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後3時30分まで	各課等から寄せられた事業案・アイデアの実現可能性に係る意見交換・検討
第2回ワーキンググループ会議再検討会議	平成27年5月20日 午後1時から午後3時まで	各課等から寄せられた事業案・アイデアの実現可能性に係る再検討
第3回ワーキンググループ会議	平成27年5月25日 午前9時30分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後3時30分まで	(1)各課等から寄せられた事業案と関連する国・県等支援策の確認 (2)基本的な方針、中心市街地の活性化の目標、目標指標（最新値・基準値・目標値）、必要と思われる調査等について整理
第2回庁内検討会議	平成27年6月2日 午後1時30分から午後3時まで	(1)「中心市街地活性化基本計画」に記載する事業 (2)中心市街地活性化の基本的な方針・目標 (3)中心市街地の区域

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) いわき市中心市街地活性化協議会の概要

いわき市平地区では、震災後、主として民間が主体となって実施する事業の具体的検討を進めるとともに、中心市街地活性化基本計画策定に当たり民意を反映したものとするため、平成27年5月27日、いわき商工会議所を中心に、まちづくり会社、商業者、学識経験者、NPO法人、鉄道事業者、バス事業者、地権者、いわき市等、多様な主体で構成される「いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）」が設立された。

これに先立ち、平成27年4月6日、いわき駅前にぎわい創出協議会の有志を中心に、当地区におけるまちづくり会社である「たいらまちづくり株式会社」が設立された。その後、平成27年9月4日、いわき市から出資を行い、これをもって、上記協議会は正式に中心市街地の活性化に関する法律第15条に定める協議会となったところである。

設立後は、実施主体となる民間事業者を中心に複数回の協議・検討を進め、平成28年2月2日に民間が主体となるソフト事業を中心に、36の個別事業プロジェクトを市へ提案した。

〇いわき市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

平成28年4月1日現在

構成団体及び構成団体における役職	役職	備考
いわき商工会議所 常議員	会長	第15条第1項
いわき市平商店会連合会 会長	副会長	第15条第4項
いわき商工会議所 議員	監事	第15条第1項
福島県建築士会いわき支部 会員	監事	第15条第4項
たいらまちづくり株式会社 代表取締役	会員	第15条第1項
いわき商工会議所 常議員3名	会員	〃
いわき商工会議所 議員	会員	〃
いわき商工会議所青年部 副会長2名	会員	第15条第4項
平飲食業会 会長	会員	〃
東日本旅客鉄道株式会社 いわき駅長	会員	〃
新常磐交通株式会社 常務取締役	会員	〃
福島県タクシー協会いわき支部 理事	会員	〃
真砂不動産株式会社 代表取締役	会員	〃
公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会 事務局次長	会員	〃
いわき駅前賑わい創出協議会平まちなか復興まちづくり計画推進プロジェクトチーム メンバー	会員	〃
農林水産省 料理マスターズ	会員	〃
いわきまちづくり3社会（I・mail） 会員2社各店長	会員	〃
一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー 事務局次長	会員	〃
株式会社いわき市民コミュニティ放送 代表取締役	会員	〃
一般社団法人チームスマイル いわきPIT支配人	会員	〃
積和不動産東北株式会社 いわき営業所長	会員	〃
いわき市医師会 会長	会員	〃

構成団体及び構成団体における役職	役職	備考
社会福祉法人いわき市社会福祉協議会 事務局長	会員	〃
公益社団法人いわき青年会議所 理事長	会員	〃
特定非営利活動法人シニア人財倶楽部 事務長	会員	〃
いわき未来会議 世話人	会員	〃
筑波大学 教授	会員	〃
東日本国際大学 副学長	会員	〃
福島工業高等専門学校 副校長	会員	〃
いわき市教育委員会 いわき総合図書館長	会員	〃
いわき市 産業振興部長	会員	〃
いわき市 都市建設部長	会員	〃
内閣府任命 地域活性化伝道師	アドバイザー	第15条第8項
経済産業省東北経済産業局商業部 商業・流通サービス産業課長	オブザーバー	〃
国土交通省東北地方整備局建設部 都市・住宅整備課長	オブザーバー	〃
福島県 いわき地方振興局長	オブザーバー	〃
福島県 いわき建設事務所長	オブザーバー	〃
福島県商工労働部 商業まちづくり課長	オブザーバー	〃
福島県警察 いわき中央警察署長	オブザーバー	〃
中小企業基盤整備機構東北支部経営支援部 経営支援課長	オブザーバー	〃

○いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）の開催状況

開催	開催日	検討議題等
第1回協議会	平成27年5月27日	(1)中心市街地活性化協議会設立の経緯について (2)中心市街地活性化基本計画の策定について (3)「(仮称)いわき市中心市街地活性化協議会(平地区)」規約(案)について (4)役員選任について (5)今後のスケジュールについて
第1回運営委員会	平成27年7月22日	(1)運営委員会の設置について (2)今後の進め方について
第1回プロジェクトリーダー会議	平成27年10月9日	各プロジェクト事業計画の情報共有について
第2回プロジェクトリーダー会議	平成27年10月27日	各プロジェクト事業計画の情報共有について
第3回プロジェクトリーダー会議	平成27年11月27日	各プロジェクト事業計画の情報共有について
第2回運営委員会	平成27年12月18日	(1)中心市街地活性化基本計画策定に向けた提案書(素案)について (2)今後のスケジュールについて

開催	開催日	検討議題等
第2回協議会	平成28年1月26日	(1)個別プロジェクト事業計画策定までの経過について (2)いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）個別プロジェクト事業計画について
第3回運営委員会	平成28年10月4日	(1)いわき市中心市街地活性化基本計画（素案）について
第3回協議会	平成29年1月20日	(1)いわき市中心市街地活性化基本計画（案）について (2)いわき市中心市街地活性化基本計画（案）に対する協議会意見書について
第1回キックオフイベント	平成29年3月2日	主要事業のプレゼンテーション
第2回キックオフイベント	平成29年8月10日	主要事業のプレゼンテーション
第4回協議会	平成30年5月25日	(1)平成29年度事業報告について (2)平成30年度事業計画（案）について (3)役員選任について (4)平成29年度認定中心市街地活性化基本計画報告（内閣府）に関する中心市街地活性化協議会の意見（案）について
第5回協議会（書面）	平成30年10月16日	いわき市中心市街地活性化基本計画の変更について
第6回協議会	令和元年5月16日	(1)平成30年度事業報告について (2)令和元年度事業計画（案）について (3)平成30年度認定中心市街地活性化基本計画報告（内閣府）に関する中心市街地活性化協議会の意見（案）について
第7回協議会	令和2年2月5日	いわき市中心市街地活性化基本計画の変更について
第8回協議会（書面）	令和2年9月8日	(1)令和元年度事業報告について (2)令和2年度事業計画（案）、予算（案）について (3)令和元年度認定中心市街地活性化基本計画報告（内閣府）に関する中心市街地活性化協議会の意見（案）について (4)役員の改選について

第4回運営委員会	令和3年3月8日	(1)いわき市中心市街地活性化基本計画の1年延長について (2)第2期いわき市中心市街地活性化基本計画の策定（国認定）を行わないことについて
第9回協議会 （書面）	令和3年3月9日	(1)いわき市中心市街地活性化基本計画の1年延長について (2)第2期いわき市中心市街地活性化基本計画の策定（国認定）を行わないことについて
第10回協議会 （書面）	令和3年6月25日	(1)令和2年度事業報告について (2)令和3年度事業計画（案）、予算（案）について (3)令和2年度認定中心市街地活性化基本計画報告（内閣府）に関する中心市街地活性化協議会の意見（案）について
第11回協議会	令和4年5月24日	(1)令和3年度事業報告について (2)令和4年度事業計画（案）、予算（案）について (3)令和3年度認定中心市街地活性化基本計画報告（内閣府）に関する中心市街地活性化協議会の意見（案）について
第12回協議会 （書面）	令和5年3月10日	「いわき市中心市街地活性化基本計画（国認定）」を「いわき市独自の計画（国認定なし）」として令和6年度まで2年間延長を行うことについて

○規約について

【設立趣旨】

いわき市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議する。

【役割】

- ・ 中心市街地の活性化に係る総合調整（意見提出、事業の総合調整、会員相互の意見・情報交換、調査研究、勉強会・研修、会員・地域に向けた情報発信等）
- ・ 中心市街地の活性化に係る事業の検討
- ・ その他中心市街地活性化に関すること

【規約】

いわき市中心市街地活性化協議会（平地区） 規約

（設 置）

第 1 条 いわき商工会議所及びたいらまちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

（名 称）

第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第 3 条 協議会は、法第 9 条第 1 項の規定によりいわき市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、法第 9 条第 7 項に規定する認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び法第 40 条第 1 項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

（活 動）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア いわき市が作成する基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 中心市街地活性化に関する会員相互の意見及び情報の交換
- エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
- キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

（2）中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ まちなか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ その他中心市街地活性化に必要な事業に関すること

（3）その他中心市街地活性化に関すること

（構成員）

第 5 条 協議会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）いわき商工会議所
- （2）たいらまちづくり株式会社

- (3) いわき市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことはできない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなり、又はなくなつたと認められるときは、協議会の構成員の資格を失うものとする。

(役員)

- 第6条 協議会に、会長1名、副会長若干名、運営委員若干名、監事若干名を置く。
- 2 会長は、総会において会員の中から選任する。
 - 3 副会長、運営委員及び監事は、会長が会員の中から指名し、総会の同意を得て選任する。
 - 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
 - 3 運営委員は、協議会の運営のための活動を行う。
 - 4 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第8条 協議会は、次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(総会)

- 第9条 総会は、毎年1回以上開催し、活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、規約の改正、役員選任その他必要と認める事項を審議する。
- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
 - 3 総会は、役員及びその他の会員（以下「構成員」という。）をもって構成する。
 - 4 総会は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
 - 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 会長は、構成員の3分の1以上の者から総会開催請求があるときは、会議を招集しなければならない。
 - 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

(運営委員会)

第 10 条 運営委員会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの必要な協議及び連絡調整を行う。

2 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、監事をもって構成する。

3 運営委員会は、会長が招集し、その議長となる。

4 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 運営委員会は、その目的の実現のために、必要に応じて分科会を設置することができる。

6 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(オブザーバー)

第 11 条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、いわき商工会議所内に事務局を置く。

(運営経費)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(解 散)

第 15 条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局がこれを決算する。

(補 則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

2 協議会設立時の役員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

3 協議会設立年度の会計年度は、設立の日から直近の 3 月 31 日までとする。

○基本計画（案）に対する活性化協議会の意見書

平成 29 年 1 月 23 日

いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）

会 長 武 田 友 紀



いわき市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、いわき市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出いたします。

記

1 意 見

いわき市中心市街地活性化協議会（平地区）は、いわき市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）に盛り込まれている事業については、実施主体、目標達成のための位置付け及び必要性、支援措置の内容等が設定されていることから、いわき市の中心市街地活性化に大きく寄与するものであり、当協議会としては下記事項を附記した上で、概ね妥当であると判断いたします。

2 附帯意見

- (1) 事業計画の進捗状況、成果等については適宜報告をいただくとともに、必要に応じて事業内容の見直しを図るなど、今後とも継続して協議を行い、計画の着実な推進を図ること。
- (2) 基本計画に盛り込まれた各事業を実施するにあたり、関係省庁や県等との連携を密にし、事業を遂行すること。また、民間事業については、各事業主体に対して事業推進のための具体的な支援措置など積極的に支援協力し適切な対策を講じること。
- (3) 市が行う事業（公共事業）についても、市民の意見との調和を図りながら基本計画（案）の目的を達成するために、積極的に推進すること。
- (4) 今後、中心市街地の活性化に必要な事業が具現化した場合は、基本計画の変更等柔軟な対応及び適宜支援措置を講じること。
- (5) 基本計画の推進については、実施主体のみならず、市民等の理解と協力を得て、一体的に取り組んでいく必要があることから、基本計画の内容や施策の周知を徹底していただき、市民や企業等のまちづくりへの参画推進を図ること。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析および住民ニーズに基づく事業・措置の集中実施

本市の中心市街地の現状分析は、統計的なデータ等を用いて行っており、地域住民のニーズ分析についてもアンケートの結果を用いて行っている。

なお、中心市街地の現状分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析に、地域住民のニーズ分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析」に、中心市街地活性化の課題は「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「(5) 中心市街地活性化の課題」にそれぞれ記載している。

(2) 様々な主体の巻き込みおよび各種事業との連携・調整

○中心市街地活性化に関する意見交換会等の開催

開催日	意見交換会等	概要
平成 27 年 10 月 3 日	平地区中心市街地シンポジウム	(1)コンパクトないわき市の形成に向けた平地区の役割（講演） (2)まちなかを再生する 21 世紀型手法- “空き” のマネージメント（講演） (3)平中心市街地の活力あるまちなか再生（パネルディスカッション）
平成 27 年 10 月 30 日	第 1 回磐城平城本丸跡地の活用に係る意見交換会	(1)磐城平城本丸跡地の利活用法について
平成 27 年 11 月 27 日	第 2 回磐城平城本丸跡地の活用に係る意見交換会	(1)城跡をどんな場所にしたいかを考える (2)城跡でやりたいことを考える (3)どんな城跡にしたいか議論を深める
平成 28 年 1 月 13 日	第 1 回白銀町・大工町方面における中心市街地活性化に向けたワークショップ	(1)白銀・大工町をどんなまちにしたいか (2)あたまを真っ新にして、もう一度まちをみる (3)ここでしかできないことを発案する
平成 28 年 2 月 8 日	第 3 回磐城平城本丸跡地の活用に係る意見交換会	(1)城跡の活用を考える (2)城跡を公園にしていくためのプロセスデザイン
平成 28 年 3 月 18 日	第 2 回白銀町・大工町方面における中心市街地活性化に向けたワークショップ	(1)前回ワークショップのふりかえり (2)若手チームの検討経過の報告・検討成果発表 (3)プロジェクトのブラッシュアップ

○基本計画案に対する市民意見

本計画（素案）について、平成 28 年 12 月にパブリックコメントを行い、市民 1 名から 1 件の意見があり、計画策定の参考とした。

○いわきまちづくり 3 社会（I・mail）

本計画における中心市街地内には、「イオンいわき店」、「イトーヨーカドー平店」、「ラトブ」という 3 商業核が存在しているが、いわき駅前賑わい創出協議会平まちなか復興まちづくり計画推進プロジェクトチームがこれらに働き掛け、商業核同士と地域とが連携してまちなかの活性化の実践に取り組んでいこうと、平成 26 年 8 月 7 日に発足。各者の頭文字を取って愛称を「I・mail」とした。

以後、「フラガールズ甲子園応援キャンペーン」、「花いっぱい運動」など、中心市街地の賑わい創出に向けた取組みを随時行っている。

○特定非営利活動法人 TATAKIAGE Japan の各種活動

特定非営利活動法人 TATAKIAGE Japan は、地域に根差し活躍する志あるプレイヤーの受け皿と、プレイヤー同士の連携・地域との橋渡し役を果たすべく、いわき市出身の若者により平成 25 年 2 月に設立され、中心市街地内にコワーキングスペースを整備。

以後、起業家向けセミナーやアドバイスの実施、福島県産食材を用いたライスバーガーやスムージーの開発支援、慶應義塾大学学生団体と市内中高生と地域内外の大人たちとが連携したアクションの支援等に精力的に取り組んできた。

特に、浜通りをよくするアクションを応援する、全員参加型のプレゼンテーション・ブレインストーミングイベント「浜魂（ハマコン）」を平成 27 年 8 月 22 日から毎月開催。登壇者のプレゼンに対し、100 名を超える来場者が、自分たちが住む地域をよくするためにどうするかを皆で考えるイベントとして輪が広がりつつあり、農業体験ツアー、廃校活用芋煮会、化石発掘など実際の実践に結びついており、中心市街地活性化に向けた取組についても実践が始まったところである。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

○新・いわき市総合計画「ふるさと・いわき 21 プラン」・改定後期基本計画（平成 28 年 2 月）

新・いわき市総合計画「ふるさと・いわき 21 プラン」における改定後期基本計画では、「いわき」の姿の実現に向けて、以下のイメージで取組を進めて行くとしている。

- ・中山間地域では、日常生活に不可欠な機能を一定の範囲に集約し、周辺地域とネットワークをつなぐ「小さな拠点」の形成を目指す。
- ・都市部においては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に誘導し、再整備を図るとともに、公共交通ネットワークの再構築を図り、コンパクトシティの形成を推進する。
- ・そのうえで、地域間、さらには、周辺の市町村とも連携を進め、相互に都市の機能の分担をしながら、全体としての拠点性・生産性を高めるまちづくりを目指す。

○いわき市都市計画マスタープラン（平成 11 年 3 月）

いわき市都市計画マスタープランにおいて中心市街地は、広域拠点性の高い本市の「都心」に位置づけられている。

中核市いわきの都心にふさわしい中枢管理機能、商業・業務・文化の拠点機能等の高度な集積を促進することと、歴史を通じて築かれたストックを有効に活かすことと併せ、新たな個性の創出により、快適で風格ある都心空間の形成を目指すことが位置づけられている。

また、当中心市街地は、日本海方面、東北方面、関東方面、海外など、沿岸地域、都市地域及び中山間地域を相互にネットワークする交流連携ネットワークの中心に位置づけられている。

○第二次いわき市都市計画マスタープラン（令和元年 10 月）

第二次いわき市都市計画マスタープランにおいて中心市街地は、第一次計画同様「都心拠点」であり、中枢管理や商業・業務機能の他、歴史・文化、交流、教育・研究、交通ターミナル機能等の高次都市機能の集積を担うべき拠点として位置付けている。

また、当該計画の土地利用の方針において中心市街地は、良好な街並み環境等への配慮や空き地や駐車場等の低未利用地の集約・活用を推進することに加え、人口密度の維持に貢献する共同住宅等の立地促進並びに商業等の活性化に努めることとしている。

○いわき市立地適正化計画（令和元年 10 月）

いわき市立地適正化計画において中心市街地は、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能増進施設を誘導・集約し、それらサービスの効率的な提供を図る「都市機能誘導区域」に設定している。

また、平地区都市機能誘導区域では、商業、業務、文化等の中心である平地区の拠点性を活かし、更なる高次都市機能施設の集積を図り、風格ある都心拠点到に相応しい都市づくりを進めることとしている。

○いわき市都市計画区域マスタープラン（平成 16 年 5 月）

いわき市都市計画区域マスタープランにおいて、中心市街地は「代表拠点」に位置づけられている。

土地利用に関する主要用途の配置方針においては、商業中心地として広域的な拠点性を持ちランドマークとなる複合施設（商業・業務施設、文化施設、公益施設等の各種機能を備えた中核施設）とその周辺、駅前広場、道路及び駐車場等を一体的に整備し、いわきの中心として求心力の強い高次の都市拠点の形成を図ることが位置づけられている。

○いわき市都市計画区域マスタープラン（令和元年 9 月改訂）

いわき市都市計画区域マスタープランにおいて、中心市街地は「商業中心地」として位置付けられており、求心力の強い高次の都市機能の集積を図ることとされている。

また、いわき駅周辺における土地利用の方針では、いわき駅前再開発ビル（ラトブ）、南口及び北口の駅前広場、道路及び駐車場等が一体的に整備され、魅力と潤いのある都市空間が創出されていることから、それらの都市空間を活用し、商業・業務、医療・福祉、教育・文化等の機能充実に努め、にぎわいの創出を図るものと定められている。

〔 2 〕 都市計画手法の活用

本市では、今後、人口減少や高齢化が急速に進む中においては、郊外の無秩序な市街地拡大や中心市街地の空洞化の抑制および活性化を図る必要があることから、中心市街地活性化基本計画の認定制度の取組と連携し、都市機能が集積した持続可能な都市づくりを目指すため、広域から多くの人を集める大規模集客施設について、広域的に分散している市内の準工業地域での立地を制限する特別用途地区の都市計画決定をしている。

※大規模集客施設とは

劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場又はナイトクラブ等、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場及び勝舟投票券発売所に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分であっては、客席の部分に限る）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

【大規模集客施設の立地規制に関わる手続等の経緯】

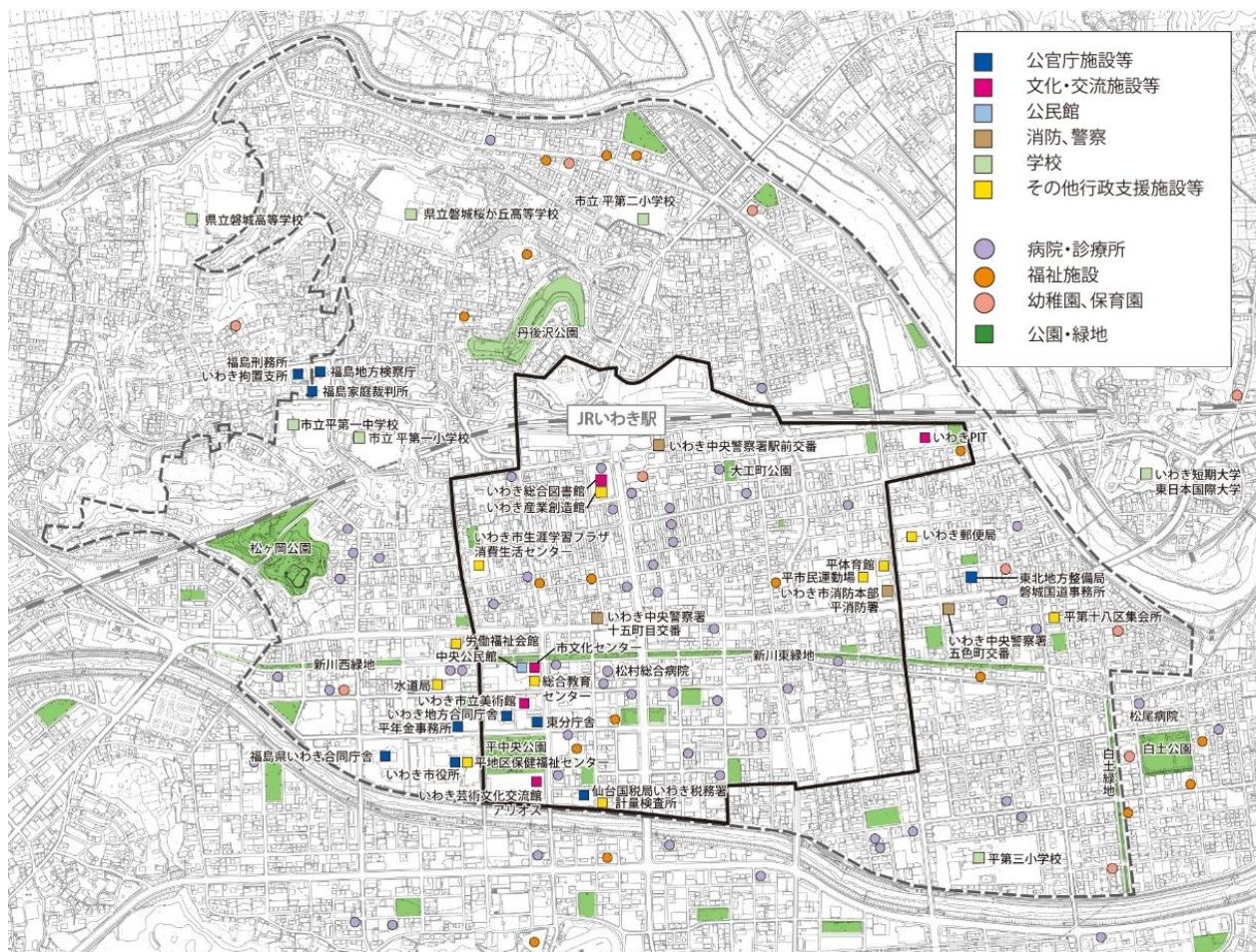
平成 27 年 9 月	規制導入に向けた広報（市報、ホームページ等）
平成 28 年 2 月	説明会の開催（3回）
平成 28 年 3 月 29 日	都市計画公聴会の開催
平成 28 年 5 月 9 日から 23 日	都市計画案の縦覧
平成 28 年 5 月 25 日	都市計画審議会
平成 28 年 6 月 2 日	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の都市計画決定告示
平成 28 年 9 月 1 日	建築基準法第 49 条に基づく特別用途地区内の建築条例を施行
令和元年 9 月 27 日	都市計画変更の決定告示（勿来町四沢地区の一部の用途地域変更）

○公共公益施設等の立地状況

市役所をはじめとする行政機関等の公共施設、文化・スポーツ施設、教育施設、病院、医療・福祉施設等、各種の公共公益機能が効果波及地域に集積している。

特に駅南側の地区には多くの都市機能が集積しており、市役所を中心とした地区の南西エリアは、国・県の合同庁舎等の行政施設や、平成 21 年に竣工したアリオスや平中央公園、市立美術館等の文化施設等を中心とした都市機能の高い集積が見られる。他方、商業エリアである駅前には、店舗の立地が多いものの、古くからの医療施設の立地や、平成 19 年に再開発によって開業されたラトブなどの商業施設に加え、オフィスや、市の総合図書館、行政窓口、産業創造館等が設置され一つの拠点を形成するなど、駅前の商業エリアを支える都市機能が集積している。また、駅の南東地域にも、体育館や運動場、消防署等の施設が立地するなど、いくつかの集積拠点を有しながら、地域を形成している。

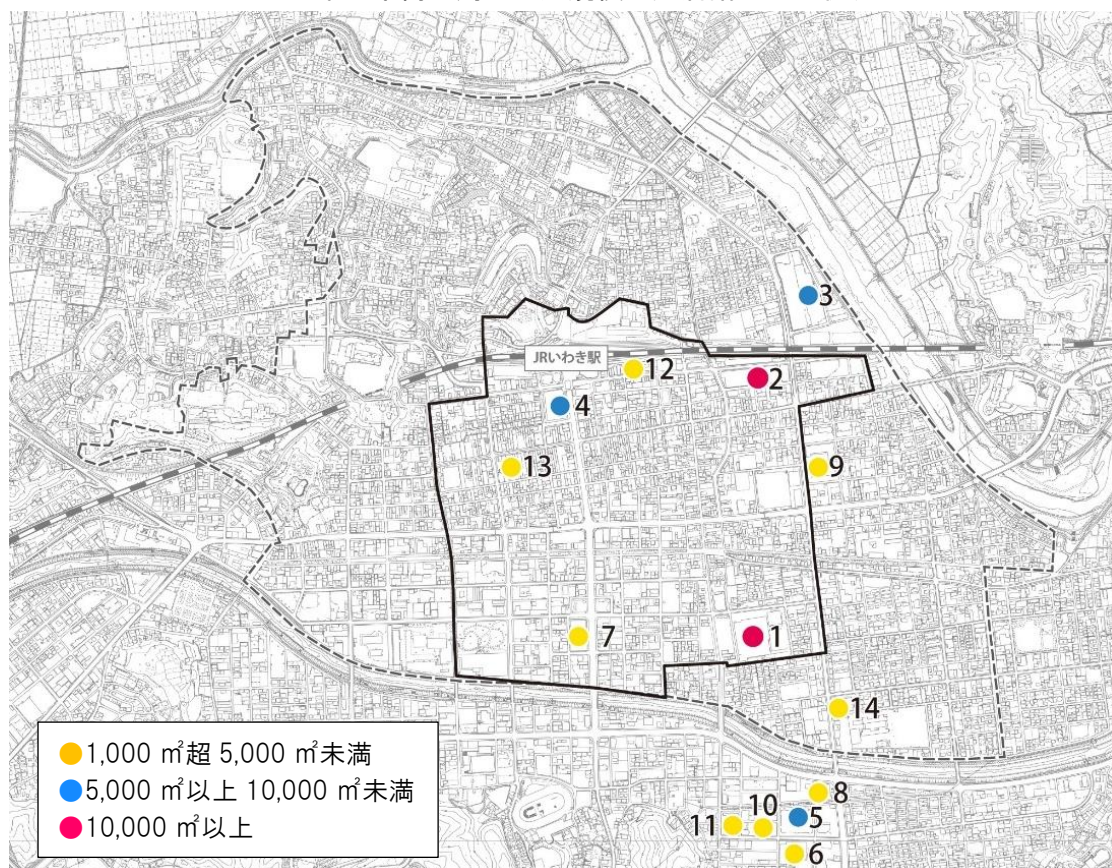
多数の公共施設等の都市機能を有する一方で、比較的緑地が多く立地している。駅北側は丹後沢公園が立地し、南側には、松ヶ岡公園や平中央公園、地区を東西に通る新川緑地等、多くの公園が存在している。



○商業施設の集積

中心市街地の周辺には、1,000㎡を超える大規模小売店舗が14店舗立地している。食料品、日用品、衣料品等を扱うそれらの店舗は、特に駅周辺の店舗集積が多い商業地域に立地している一方、新川南の近年再開発の進んだエリアに集中して立地し、分極化が見られる。

中心市街地周辺の大規模小売店舗の立地状況



【中心市街地周辺における大規模小売店舗一覧】

	大規模小売店舗名称	住所	店舗面積 (㎡)	開設年月
1	片倉フィラチャー (イオンいわき店、ニューライフカタク他)	いわき市平字三倉 68-1	24,223	平成6年9月
2	イトーヨーカ堂平店	いわき市平六町目 6-2	14,452	昭和46年4月
3	マルトSC城東店	いわき市平字城東 1-7-3	8,610	平成12年7月
4	ラトブ	いわき市平字田町 120	8,263	平成19年10月
5	ヨークベニマル新谷川瀬店	いわき市平南部第二土地区画整理事業 52 街区1	5,518	平成26年4月
6	スーパーセンター谷川瀬B館 (ケーズデンキいわき本店)	いわき市平谷川瀬字泉町 45	3,684	昭和56年10月
7	コジマNEWいわき店	いわき市平字菱川町 3-1	3,674	平成18年4月
8	トイザらスいわき店	いわき市平谷川瀬字双藤町 77	2,200	平成6年4月
9	鮮場	いわき市平字正内町 80-1	1,883	平成8年7月
10	ユニクロいわき平店	いわき市平南部第二土地区画整理事業 54 街区2	1,493	平成26年4月
11	ハードオフいわき店	いわき市平谷川瀬字双藤町 3-1	1,480	平成5年6月
12	ベルフジビル	いわき市平字白銀町 9-1	1,477	昭和57年7月
13	ヤマニビル	いわき市平字二町目 7	1,217	平成5年6月
14	マルト平白土店	いわき市平字作町 3-1-8	1,122	昭和52年2月

出典：大規模小売店舗立地法に基づく届出状況を基に作成

【４】都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す事業を推進する。これらの事業によって、既存の集積している都市機能と相乗的な活性化を図る。

【４．市街地の整備改善のための事業】

- ・都市公園整備事業
- ・磐城平城本丸跡地に関する活用事業
- ・いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業

【５．都市福利施設を整備する事業】

- ・いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業
- ・いわき都心型住宅整備事業
- ・大型商業施設内子育て施設整備事業
- ・中高大学生が集う空間づくり事業
- ・地域密着型商業施設整備事業

【６．居住環境の向上のための事業】

- ・いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業
- ・いわき都心型住宅整備事業

【７．経済活力の向上のための事業】

- ・いわき駅並木通り地区第一種市街地再開発事業
- ・いわき都心型住宅整備事業
- ・地域密着型商業施設整備事業
- ・大型商業施設連携事業
- ・大型商業施設内子育て施設整備事業
- ・いわき市総合観光案内所の機能強化事業
- ・子育て支援施設の運営事業
- ・子どもプロジェクト事業
- ・文化芸術の発展事業
- ・チームスマイル・いわき PIT イベント連携事業
- ・介護支援機能の開設とイベント運営事業
- ・まちなかイベント開催による駅前活性化事業
- ・まちなか食のコミュニティスペースの開設運営事業

【４から７までの事業及び措置と一体的に推進する事業】

- ・まちなか循環バス運行検討事業
- ・大型商業施設連携事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

○個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

【平七夕まつり】

90 年以上続く伝統行事で、中心市街地内商店街の各店等が工夫を凝らした大きな笹飾りで通りを彩る。

【いわきおどり】

市民誰もが気軽に参加できる共通のおどりを目指し、昭和 56 年に開始されて以来、いわきの夏を彩る代表的なお祭りとして定着している。

【いわき街なかコンサート in TAIRA】

平成 15 年から、中心市街地内に 10 を超えるステージを設け、全国からプロ・アマ問わず多くのミュージシャン・パフォーマーが参加して毎年秋に開催される。2 日間の会期に 2 万人近い賑わいを創出する。

【逸品発見！お店回りツアー】

中心市街地内商店街を参加者がめぐり、自慢の逸品を見て・聞いて・味わって商店街を知るきっかけとなるイベントとして平成 19 年 11 月 4 日より継続して年 3 回程度実施している。

【公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会の設立といわき産業創造館の整備】

産業支援、新産業創造、産業交流に関する事業を効果的に展開し、産学官連携による内発的な産業活性化に向けた取組を強化するため、平成 18 年 3 月、公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会を設立。いわき駅前地区第一種市街地再開発事業により整備された「ラトブ」内に、インキュベートルーム、企画展示ホール、各種会議室から成るいわき産業創造館を整備し、起業・産学官連携支援を行っている。

【共通駐車サービス券事業】

中心市街地内商店街への来街を促し、地域振興と活性化を図ることを目的に、平成 20 年よりいわき市平商店会連合会が実施。加盟店が事務局から共通のサービス券を購入、来店者の購入金額等に応じてこれを配布し、加盟駐車場であればいずれの駐車場であってもこれをもって精算が可能。

【いわき街ぐるウォーク】

中心市街地内の飲食店をめぐり、専用メニューを飲食して楽しむイベントとして、平飲食業会が主催。中心市街地内の飲食店を知るきっかけとして親しまれている。

【いわき市公認ご当地アイドル アイくるガールズ】

中心市街地内のライブハウスをホーム劇場に、いわき市の魅力を全国へ発信し、まちと地域経済の活性化を図る活動を平成 25 年から行っているローカルアイドルグループ。平成 26 年 10 月には、いわき市公認ご当地アイドルとして認定している。

【いわき光のさくらまつり】

福島県双葉郡富岡町の「夜ノ森さくら並木」に思いを寄せて、いわき駅前大通りに桜のイルミネーションを灯すイベントとして、平成 24 年から公益社団法人いわき青年会議所が主催している。

【いわきまちづくり3社会（I・mail）】

本計画における中心市街地内には、「イオンいわき店」、「イトーヨーカドー平店」、「ラトブ」という3商業核が存在しているが、いわき駅前賑わい創出協議会平まちなか復興まちづくり計画推進プロジェクトチームがこれらに働き掛け、商業核同士と地域とが連携してまちなかの活性化の実践に取り組んでいこうと、平成26年8月7日に発足。各者の頭文字を取って愛称を「I・mail（Iwaki・Machidukuri, AEON, ITO Yokado, LATOV）」とした。

以後、「フラガールズ甲子園応援キャンペーン」、「花いっぱい運動」など、中心市街地の賑わい創出に向けた取組みを随時行っている。

【磐城平城本丸跡地開放】

磐城平城本丸跡地は、江戸時代、磐城平藩の本丸が置かれた場所であるが、民間に払い下げられ、現在民有地となっている。これを、いわき駅前賑わい創出協議会平まちなか復興まちづくり計画推進プロジェクトチームが地権者と連携し、平成27年4月、ふくしまデスティネーションキャンペーンの実施に合わせて一般開放。週末および祝日中心の開放日でありながら、3か月間で約1万5千人が来場するなど、市内外から高い関心が寄せられた。これを受け、地域関係者から市に対し、平成27年7月8日、当地の公有地化を要望。市としてもこれに対応し、意見交換会を重ねている。

また、平成28年度には、磐城平城復元「一夜城」プロジェクトと題し、4月～10月の間、毎月イベントを開催。10月1日には、一夜城が出現、ライトアップされ、多くの人が郷土の歴史に思いを馳せた。

【浜魂（ハマコン）】

特定非営利活動法人 TATAKIAGE Japan は、地域に根差し活躍する志あるプレイヤーの受け皿と、プレイヤー同士の連携・地域との橋渡し役を果たすべく、いわき市出身の若者により平成25年2月に設立され、中心市街地内にコワーキングスペースを整備。

以後、起業家向けセミナーやアドバイスの実施、福島県産食材を用いたライスバーガーやスムージーの開発支援、慶應義塾大学学生団体と市内中高生と地域内外の大人たちとが連携したアクションの支援等に精力的に取り組んできた。

特に、浜通りをよくするアクションを応援する、全員参加型のプレゼンテーション・ブレインストーミングイベント「浜魂（ハマコン）」を平成27年8月22日から毎月開催。登壇者のプレゼンに対し、100名を超える来場者が、自分たちが住む地域をよくするためにどうするかを皆で考えるイベントとして輪が広がりつつあり、農業体験ツアー、廃校活用芋煮会、化石発掘など実際の実践に結びついており、中心市街地活性化に向けた取組についても実践が始まったところである。

〔2〕都市計画等との調和

○いわき市都市計画マスタープラン

2章〔3〕中心市街地要件に適合していることの説明、第3号要件を参照

○いわき市都市計画区域マスタープラン

2章〔3〕中心市街地要件に適合していることの説明、第3号要件を参照

〔3〕その他の事項

○福島県商業まちづくりの推進に関する条例

地域の実情に合った規模の施設を立地誘導するため、施設の床面積に応じ、立地を誘導する「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」（平成17年10月制定、平成18年10月施行）とあわせ

て、「福島県商業まちづくりの基本方針」（平成 18 年 6 月策定、平成 25 年 12 月改定）により、生活圏や人口規模、都市機能の集積状況にあわせた立地誘導を図っている。

立地を誘導する施設は、福島県において、特定小売商業施設とされている店舗面積 6,000 m²以上（店舗面積の算出が困難な場合は延べ床面積が 10,000 m²以上）の小売商業施設。立地を誘導する市町村や地域は、都市計画の状況や、人口の集積状況、公共交通機関等の交通アクセスの状況により、要件や優先度を定めて、立地を誘導している。一方、立地を抑制する地域も同様、地域の特性や状況に応じて定めている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 3. 中心市街地の活性化の目標を参照
	認定の手続	9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項を参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域を参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項を参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項を参照
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から8. を参照
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標を参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から8. を参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から8. を参照

いわき市中心市街地活性化基本計画

発 行 いわき市

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

編 集 いわき市産業振興部産業チャレンジ課

TEL:0246(22)7476

FAX:0246(21)0892

平成29年4月

平成29年	3月24日	認定
平成30年	11月29日	変更
令和 2年	3月31日	変更
令和 4年	3月24日	変更
令和 5年	4月 1日	変更
令和 6年	8月 1日	変更